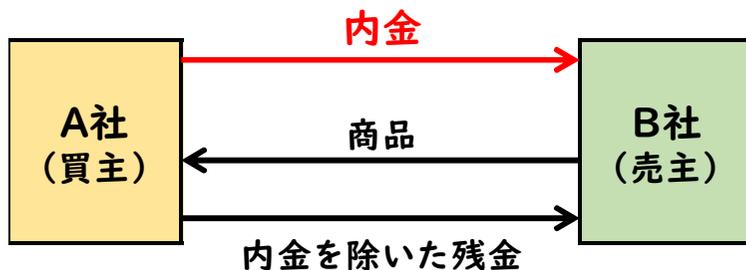


前払金および前受金

- 商品売買において、予約等で商品を受取る前に代金の一部を支払う場合があるが、これを（ ）や（ ）という。
- この一部支払額は、「後日商品を受取る権利」があることから、（ ）の科目となり、（ ）勘定で処理する。
- また、受取側となる場合、この一部受取額は、「後日商品を渡す義務」があることから、（ ）の科目となり、（ ）勘定で処理する。
- 《前払金・前受金がある場合の商品売買の流れ》



○用語○

手付金…不動産等の契約において、「買主の場合は手付金を放棄すれば契約解除」、「売主の場合は手付金の倍額を支払えば契約解除」という意味を持つ契約締結時に支払うお金。
多くの場合、契約書に「手付金は、残金支払時に売買代金の一部に充当する」と記載される。

内 金…商品代金の一部に該当するお金。契約解除は行わないもの。

仕訳問題

- A社はB社より商品1,500円を仕入れるにあたり、内金として500円を現金で支払った。
- B社から商品1,500円が入荷し、内金を差引いた残額は掛けとした。

<A社側>

- () ()
- () ()
() ()

<B社側>

- () ()
- () ()
() ()